

京都市告示第 544 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 3 月 28 日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	種 別	起 点 終 点
松室水 0003 号	農業用水路等	京都市西京区松室吾田神町 12 番地地先 同町 49 番地地先
松室水 0004 号	農業用水路等	京都市西京区松室吾田神町 12 番地地先 同町 49 番地地先
松室水 0006 号	農業用水路等	京都市西京区松室中溝町 3 番地地先 同町 25 番地の 2 地先
松室水 0008 号	農業用水路等	京都市西京区松室荒堀町 4 番地の 1 地先 同町 2 番地地先
松室水 0009 号	農業用水路等	京都市西京区松室中溝町 3 番地地先 同町 25 番地の 2 地先
松室水 0026 号	農業用水路等	京都市西京区松室追上ヶ町 48 番地地先 同町 45 番地地先
松室水 0033 号	農業用水路等	京都市西京区松室追上ヶ町 48 番地地先 同町 45 番地地先
松室水 0035 号	農業用水路等	京都市西京区松室中溝町 3 番地地先 同町 25 番地の 2 地先
松室水 0039 号	農業用水路等	京都市西京区松室中溝町 3 番地地先 同町 25 番地の 2 地先
松室水 0047 号	農業用水路等	京都市西京区松室荒堀町 1 番地の 2 地先 同町 27 番地の 3 地先
松室水 0048 号	農業用水路等	京都市西京区松室荒堀町 1 番地の 1 地先 同町 27 番地の 3 地先
上桂水 0007 号	農業用水路等	京都市西京区上桂北村町 93 番地の 1 地先 同町 75 番地の 1 地先
上桂水 0020 号	農業用水路等	京都市西京区上桂前川町 23 番地の 2 地先 同町 32 番地の 2 地先
上桂水 0037 号	農業用水路等	京都市西京区上桂今井町 15 番地の 2 地先 同町 16 番地地先
上桂水 0039 号	農業用水路等	京都市西京区上桂今井町 22 番地の 2 地先 同町 20 番地の 2 地先

上桂水0040号	農業用水路等	京都市西京区松尾東ノ口町1番地の5地先 同町6番地の27地先
上桂水0046号	農業用水路等	京都市西京区上桂前川町75番地の2地先 同町76番地の1地先
上桂水0047号	農業用水路等	京都市西京区上桂前川町75番地の2地先 同町76番地の1地先
上桂水0048号	農業用水路等	京都市西京区上桂北村町75番地の1地先 同町93番地の1地先
桂水 0071号	農業用水路等	京都市西京区桂上野西町3番地の2地先 同町1番地地先
松尾水0001号	農業用水路等	京都市西京区松尾東ノ口町1番地の5地先 同町6番地の27地先
松尾水0035号	農業用水路等	京都市西京区松尾東ノ口町1番地の5地先 同町6番地の27地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)